

【教育・保育給付認定に関すること】

1	教育・保育給付認定通知書は、いつ届くのですか？	原則として、申請から30日以内に送付します。
2	求職中のため、教育・保育給付認定の有効期間は3か月となっていました。同時に提出した利用の申込書は6か月間有効になりますか？	利用の申込書を6か月有効にするためには、教育・保育給付認定の再申請が必要です。申込書「4重要事項確認票No. 1」の欄にある11番を確認し、裏面にご署名をいただくことで再申請があったとみなします。

【在園に関すること】

1	仕事を辞め、求職活動をしたいのですが、保育園は退園になってしまいますか？	すぐに退園にはなりません。退職後、求職活動をする場合は、『教育・保育給付認定変更届』に前職退職日を記入しご提出ください。教育・保育給付認定の有効期間は、退職した月の翌月から3か月間になります（ただし、退職日が1日の場合、教育・保育給付認定の有効期間は退職月から3か月間です）。 継続して在園するためには、2か月程度で就労先を決定していただき、別途お送りする通知書に記載の締切日までに、『就労証明書』等を提出する必要があります。（入園月中の退職や育児休業中の退職は除きます。）
2	転職をしました。何を提出すればいいですか？	転職（退職日から1か月以内）をした場合は、『教育・保育給付認定変更届』と、転職先の『就労（予定）証明書』を転職後14日以内にご提出ください。自営業の場合、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書、契約（発注）書等いずれかの写しの提出も必要です。
3	妊娠が判明し、産休・育休を取得する予定です。何を提出すればいいですか？	産前休暇に入ってから14日以内に、『教育・保育給付認定変更届』と、「母子手帳の分娩予定日が記載されたページ（練馬区の場合p.4）」を提出してください。また、育児休業に入ってから14日以内に、『教育・保育給付認定変更届』と、『育児休業取得期間証明書』を提出してください。
4	最近下の子を出産し、夫婦で一緒に育児休業を取得したいのですが、在園中の上の子は退園になりませんか？	父母が同時期に下のお子様の育児休業を取得しても、上のお子様の在園は可能です。なお、育児休業での認定期間は、下のお子様が生誕月の末日の前日までとなります。
5	父親が、最近生まれた下の子の育児休業を2週間程度取得しますが、育児休業取得期間証明書の提出は必要ですか？	育児休業期間が1か月未満の場合は、書類の提出は不要です。
6	保育園の預かり時間についてはどうやって決まりますか？	「保育標準時間認定（1日あたり最長11時間）」と「保育短時間認定（1日あたり最長8時間）」のどちらになるかについては保育認定係で決定しますが、実際の預かり時間については通われている園へご相談ください。
7	区外に転出予定ですが、今通っている認可保育園に引き続き在園はできますか？	転出前に、練馬区へ『退園（継続通園）届』をご提出してください。転出後は、転出先自治体にて転入の手続きとともに、保育園担当部署で継続通園の手続きを行ってください。保育の必要性が認められた場合、継続通園が可能となります。
8	里帰り出産で2か月程度保育園をお休みしますが、その間里帰り先で認可保育園に在園できますか？	練馬区の認可保育園等に在園中に、他の認可保育園に入園はできません。なお、国が実施する一時預かり事業の利用は可能です。ただし、施設等利用給付認定は受けられませんのでご了承ください。
9	以前、「入園時から育児短時間勤務を取得している場合は、育児短時間勤務を終了してから転職・退職をしないと退園になる」と聞いたのですが、今もそうですか？	令和6年4月以降は、入園時から育児短時間勤務を取得していて、育児短時間勤務を終了せずに転職・退職しても引き続き在園可能としています。（ただし、入園月を除きます。）
10	入園時はフルタイム勤務（月20日、かつ一日8時間以上）で働いていましたが、転職後はパートへ変更して勤務日数・時間を減らそうと思っています。入園時よりも日数や時間が減ることで退園になりますか？	就労として認定できる条件は「月12日以上かつ1日4時間以上の就労が常態である」こととなりますので、この条件を満たす契約での転職であれば、在園は可能です。（ただし、入園月中の転職・退職は除く）

**【退園に関すること】**

1	里帰り出産で保育園を長期間お休みしますが、退園になりませんか？	保育園へ1日も登園しない月が3か月続いた場合は退園になりますのでご注意ください。なお、長期間お休みする場合、保育課への届出は不要ですが、事前に保育園へご連絡をお願いします。（ご家庭の事情で保育園をお休みされる場合でも、その期間の保育料はかかります。）
2	退園届はいつまでに提出すればよいですか？	退園月については遡ることができませんので、提出をお忘れになりませんようお願いいたします。必ず退園月中にご提出ください。

**【その他】**

1	練馬区の現況調査はいつ頃ですか？	練馬区では、毎年7～8月に現況調査を行っています。対象のご世帯へは園経由もしくは郵送で書類をお渡ししますので、期限までにご提出をお願いします。（4月～6月に入園・転園の申請をして要件書類を提出済みの方は対象外となります。）
2	転職をして「保育短時間認定」へ変更になりました。職場が遠方でお迎えが間に合わないのですが、「保育標準時間認定」へ変更はできますか？	『教育・保育給付認定変更届』のその他欄に理由と希望の認定と切替月を記入していただき、ご提出ください。保育時間の変更は最短で書類收受の翌月からとなります。（ただし、通われている園によっては「保育短時間認定」のみでの在園となります。）
3	離婚してひとり親として認定されていますが、最近パートナーと同居を始めました。何か手続きは必要ですか？	婚姻関係がない場合でも、パートナー等と同居を始めた場合は届出が必要です。パートナーの要件書類（『就労証明書』等）と、在園されている児童が第一子かつ0～2歳児クラスの場合については、課税証明書（保育料算定のための住民税が練馬区で課税されている場合は不要）の提出をお願いします。
4	離婚して戸籍住民課で手続きをしました。保育課へも届出が必要でしょうか？	離婚した場合は、保育課へ戸籍謄本または、離婚受理証明書のコピーの提出が必要です。別世帯別住所となっていること、離婚が成立していることを条件に、保育料をひとり親として計算することができます。家庭のご事情により上記書類が提出できない場合は、一度保育認定係へご相談ください。